

※ この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

(1) 取 組 内 容	☐ 健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 ☐ （ ）
(2) 発 行 者 名 （保険者、勤務先、市区町村、 医療機関名など）	

※ 取組に要した費用(人間ドックなど)は控除対象となりません。

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。
※ 欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてご利用ください。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額
		円	円
合	計	(d)	(e)

上記 (d) 支払った金額と (e) 補てんされる金額を
申告書に転記してください。

申告書の該当する欄に転記する

(明細書等) 医療費 控 除	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を 選択する場合は下記の□に✓(チェック)してください。	(d)支払った金額	(e)補てんされる金額	医療803 ⑭	差引負担額(d)-(e)
	☒ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	(d)	(e)		(d)-(e)

セルフメディケーション税制を希望の場合、**必ず✓(チェック)**を記入してください。

(d) 支払った金額と (e) 補てんされる金額の差引金額を記入してください。

《重要なお知らせ》がありますので、必ず裏面をご確認ください。

重要なお知らせ

令和3年度の特別区民税・都民税申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」が必須となりました。(領収書の同封又は提示による申告はできません。)

また、令和4年度の特別区民税・都民税申告から、「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の同封又は提示は不要となりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、法定納期限の翌日から5年間、領収書や一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求める場合があります。申告書に領収書等は同封せずご自宅等で保管してください。

■セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、地方税法附則第4条の5(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例)の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。なお、予防接種や健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は、医療費控除の対象にはなりません。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1)「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

(2)「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2)「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3)「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入費の合計額を記入します。

(4)「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金の金額がある場合に、その金額を記入します。

〈領収書の表示例〉

課税薬局	
江戸川店 TEL:03-***** 東京都江戸川区中央*****	
■ 領 収 書 ■	
20**年4月1日 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
ズツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥891

小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
お預り	¥4,000
お釣り	¥778
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入費の合計額を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
課税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇、	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

■5年間保管が必要な書類

●適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

○インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証

○市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

○職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」の記載が必要です。)

○特定健康診査の領収書又は結果通知表(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」の記載が必要です。)

○人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」の記載が必要です。)

※ 取組を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求められた場合、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。また、保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

●特定一般用医薬品等の領収書

セルフメディケーション税制に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。